

亀山市告示第143号

道路法（昭和27年法律第180号）第8条の規定により、市道の路線を次のとおり認定したので、同法第9条の規定により告示する。

なお、関係図面は、亀山市建設部建設管理課に備え置いて、告示の日から2週間縦覧に供する。

令和8年7月7日

亀山市長 櫻井義之

第1

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 11226
- 3 路線名 能褒野55号線
- 4 道路の区間
 - (1) 起点 能褒野町字與助込556番地先
 - (2) 終点 川崎町字六反田514番4地先
- 5 重要な経過地 なし

第2

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 11227
- 3 路線名 能褒野56号線
- 4 道路の区間
 - (1) 起点 川崎町字六反田514番11地先
 - (2) 終点 川崎町字六反田514番9地先
- 5 重要な経過地 なし

第3

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 21971
- 3 路線名 工業団地15号線

4 道路の区間

(1) 起点 白木町字押之尾 6 0 番 3 8 地内

(2) 終点 白木町字押之尾 6 0 番 3 8 地内

5 重要な経過地 なし

第 4

1 道路の種類 市道

2 路線番号 2 1 9 7 2

3 路線名 野村 3 号線

4 道路の区間

(1) 起点 野村三丁目 6 6 1 番 3 地先

(2) 終点 野村三丁目 6 6 1 番 1 地先

5 重要な経過地 なし

第 5

1 道路の種類 市道

2 路線番号 2 1 9 7 3

3 路線名 野村 7 号線

4 道路の区間

(1) 起点 野村三丁目 6 6 9 番 1 5 地先

(2) 終点 野村三丁目 6 6 1 番 1 地先

5 重要な経過地 なし